



浄化槽設置整備事業における財政的支援の充実

- 浄化槽設置整備事業において、令和元年度から補助対象外となった合併処理浄化槽の更新に係る事業を交付対象に追加されたい。

【提案・要望先】 環境省

1. 提案・要望内容

浄化槽設置整備事業の交付対象の充実

- 令和元年度から補助対象外となった合併処理浄化槽の更新に係る事業を交付対象に追加

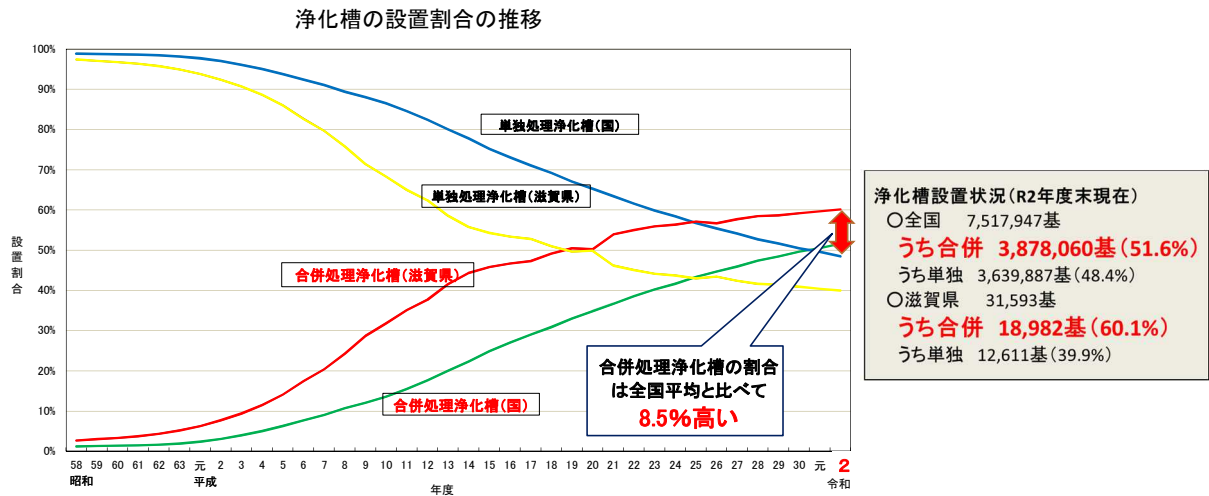
2. 提案・要望の理由

- 国の浄化槽設置整備事業実施要綱の改正により、汚水処理未普及解消の観点から、単独処理浄化槽や汲み取り便槽の合併処理浄化槽へ転換することに予算を重点化することとされ、限られた財源を活用するため、合併処理浄化槽の更新に係る事業が交付対象外となった。
- 本県では、琵琶湖をはじめとする公共用水域の保全のため、平成8年に滋賀県生活排水対策の推進に関する条例を制定し全国に先駆けて集合処理地域以外への合併処理浄化槽の設置を義務付けるなど早くから合併処理浄化槽の設置を推進してきた。
- 琵琶湖の保全及び再生に関する法律において、琵琶湖は国民的資産として位置付けられており、国が定めた琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針において、琵琶湖の水質汚濁防止のため、浄化槽を含む汚水処理施設の適切な維持・管理・更新を行うよう努めるものとされている。
- 令和3年12月の制度改正により、長寿命化計画に基づく浄化槽の改築が補助対象とされたが、浄化槽の全面的な更新は補助対象外であり、老朽化によって改築での対応では本来の機能を発揮できない浄化槽が放置されることにより、公共用水域の保全に影響が生じることが懸念される。
- 近畿1,450万人の生活を支える琵琶湖をはじめとする公共用水域を保全するためには、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進するとともに、老朽化した合併処理浄化槽の更新を推進する必要がある。



(本県の取組状況と課題)

(1) 県内の浄化槽の設置状況



○本県では、早くから合併処理浄化槽の設置に取り組んできたこともあり、合併処理浄化槽の設置割合は全国平均と比べて8.5%高い約60%となっている。

○昭和56年以前に設置された旧構造基準の合併処理浄化槽の基数は令和3年3月末現在2.2%であり、全国平均の0.2%を大きく上回っているため、合併処理浄化槽の老朽化による機能低下が懸念される。

○滋賀県	2.2% (全国2番目)
○全国平均	0.2%

○また、公共下水道を使用できる住民は、下水道への接続時に受益者負担金や排水設備工事費等がかかるものの、下水道使用料の負担により更新時の費用を負担することなく汚水処理施設を使用することができる。一方、浄化槽を使用する住民は、浄化槽の設置時の工事費や排水設備工事費等の他、定期的な維持管理費用、さらには老朽化による更新に係る工事費用がかかるなど、下水道使用者に比べ負担が大きい。

○従来、合併処理浄化槽の更新も補助対象となっており、このことが汚水処理の方式の中で市町が浄化槽を選択する前提となっていた。この前提が崩れることにより、住民の負担が増加し、更新が進まず、水質保全に影響を及ぼすことが懸念される。

○汚水処理未普及を解消し、琵琶湖をはじめとする公共用水域を保全するため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進するとともに、老朽化した合併処理浄化槽の更新についても推進していく必要がある。

(2) 県内市町の状況

○浄化槽設置整備事業を実施している市町に対して、浄化槽管理者等から合併処理浄化槽の更新を補助対象とするよう要望が多数ある他、補助金がなくなったことにより、やむなく更新されなかった事例もある。今後も設置から相当年数が経過した合併処理浄化槽の増加が見込まれることから、影響が拡大することも懸念される。